

## 56. 02

## 位置商標の出願において願書に記載した商標が複数の図又は写真により記載されている場合の取扱い

位置商標の出願において、願書に記載した商標が複数の図又は写真により記載されている場合の取扱いは、以下のとおりとする。

### 1. 商品等における位置を特定する記載が複数ある場合

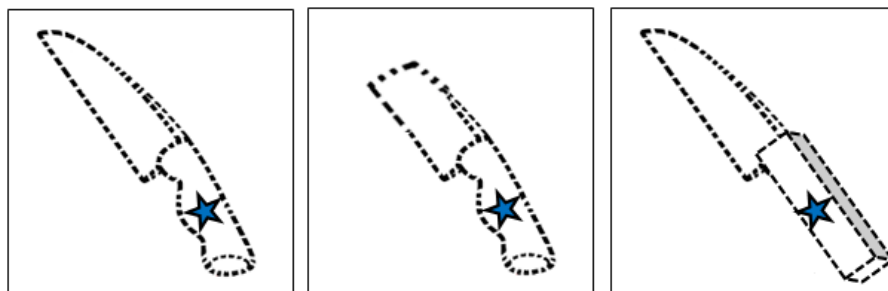
位置商標においては、願書に記載した商標中、位置を特定するために記載された商品等は、指定商品又は指定役務（以下「指定商品等」という。）のうちの一部の商品又は役務である場合が多いと考えられる。

しかしながら、登録商標の専用権の範囲は、あくまでも指定商品等の範囲である（商標法第25条）ことから、願書に記載した商標中、位置を特定するための商品等の記載は、その指定商品等における使用態様のうちの一例として取り扱うこととする。

したがって、位置商標の出願において、願書に記載した商標として商品等における位置を特定する記載が複数枚提出された場合には、それぞれの記載において下記（1）ないし（3）を全て満たす場合には、同法第3条第1項柱書及び第6条第1項の規定（一商標一出願）に違反しないものとして取り扱う。

- （1）商品等が指定商品等に含まれていること
- （2）標章が同一であること
- （3）商品等における位置が同一であること

（例）



### 2. 商品等における位置を特定する記載及び位置に付される標章のみの記載の両方の記載がされている場合

位置商標に係る専用権は、願書に記載した商標及び商標の詳細な説明により特定された商品等における位置の範囲に限られると考えられる。一方、位置を構成する標章である文字や図形等を、文字商標や図形商標等として

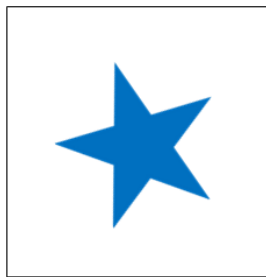
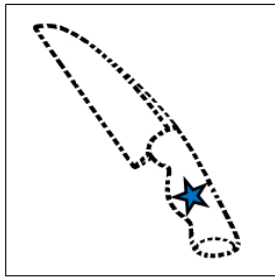
出願をした場合の専用権は、商品等における位置に関わらないものである。

このように、願書への記載の仕方により、専用権の範囲は異なり得ると考えられるため、願書に商品等における位置を特定する位置商標の記載及びその位置に付される標章のみの記載の両方がなされており、かつ、商標の詳細な説明において、当該位置に付される標章のみの記載についての説明がなされていない場合には、位置商標と図形商標の二件の商標が記載されているものと考えられることから、位置商標であるとも認められず、その構成及び態様も特定されていないため、同法第3条第1項柱書、第5条第5項及び第6条第1項の規定（一商標一出願）に違反するものとして取り扱う。

ただし、商標の詳細な説明において、「標章のみの記載は当該位置に付される標章を明示したものである」旨の記載がされている場合には、位置商標であることが明らかたため、この限りでない。

(商標の詳細な説明の記載例)

**【商標登録を受けようとする商標】**



**【位置商標】**

**【商標の詳細な説明】**

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、包丁の柄の中央部分の左側面に付された星形の図形からなる。なお、星形の図形のみの記載は、当該位置に付される標章を明示したものである。また、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

(参考) 一枚の図により商品等における複数の位置が記載されている場合  
一の商品等における複数の位置にそれぞれ異なる標章を付す場合、全体として一件の商標としてみられることから、商標法第6条第1項の規定(一商標一出願)に違反しないものとして取り扱う。

(例)



(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第3条第1項柱書」の審査基準](#)
- [「第5条\(商標登録出願\)」の審査基準](#)